



デマンド交通乗合サービス  
チョイソコかりや運行事業  
公募型プロポーザル実施要領



※この事業は、運行期間各年度の当初予算が成立することを条件とするものです。

## 1 目的

この要領は、刈谷市と株式会社アイシンが協働で実施する「デマンド交通乗合サービスチョイスコカリヤ」の運行事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザルにより企画提案を募集し、運行にあたって最も適切な事業者を総合的に審査し、決定することを目的とする。

## 2 事業概要

### (1)事業名

デマンド交通乗合サービスチョイスコカリヤ運行事業

### (2)事業内容

デマンド交通乗合サービスチョイスコカリヤ運行事業業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりに

### (3)事業期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで(3年間)

※令和7年10月から令和8年9月末まで道路運送法第21条による実証運行後、問題がなければ令和8年10月1日から道路運送法第4条による本運行へ移行する。

### (4)事業上限額

1日あたり経費 101,000 円/2台(消費税及び地方消費税を含む。)

※業務見積書(様式4)に沿って提案すること。

## 3 参加資格について

本プロポーザルに参加する者は、以下の要件をすべて満たすこと。

- (1)刈谷市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2)刈谷市中小企業振興基本条例(平成29年3月28日条例第16号)第12条第7号及び9号に基づき、市内に事務所または事業所を有する事業者であること。
- (3)道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している者または本運行開始までに一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得できる者であること。
- (4)運行開始日までに、当該運行区域について道路運送法をはじめ関係法令に基づく許認可を完了し、運行開始日から問題なく運行を開始できること。
- (5)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。

### 【第167条の4】

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号の

いずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者

(6)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(7)刈谷市入札参加資格停止要領に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。

#### 4 提案（プロポーザル）について

##### (1)提出書類・提出部数

- ・企画提案参加申込書（様式 1）
- ・企画提案書（様式 2）
- ・業務実施体制書（様式 3）
- ・業務見積書（様式 4）

提出部数は、6 部（正本 1 部、副本 5 部とする）

##### (2)提出期間

令和 7 年 5 月 30 日（金）正午～令和 7 年 6 月 20 日（金）午後 5 時（必着）

##### (3)提出方法

持参または郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。

なお、郵送事故等については参加者の自己責任とする。

##### (4)提出先

刈谷市都市政策部都市交通課（本書末尾に記載）

##### (5)提案内容

提出書類には、次のⅠ～Ⅲに示す内容をわかりやすく簡潔に記載すること。

###### Ⅰ 企画提案書 様式 2

- ・運行に必要な施設等について
- ・乗務員について
- ・運輸局への事業申請について

- ・その他の項目として具体的に提案できる内容について

## II 業務実施体制書 様式3

- ・会社概要 ・ 事業規模 ・ 事業内容、事業実績 ・ 運行管理体制 ・ 車両管理体制
- ・国土交通省による処分経歴や重大事故の有無 ・ 事故処理、危機管理能力
- ・優位性とアピールなど事例や提案事項

## III 業務見積書 様式4

運行するにあたっての1日あたりの2台の運行費用（消費税込み）

積算にあたり、下記表の費用を運行事業者負担と見込み、平日のみ（土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）は運休）の運行で、運行時間を8時30分～17時30分までの降車とした場合による1日あたりの2台の運行費用を算出すること。非接触決済機は、手配予定の機器の仕様等の分かる資料（任意）を添付すること。

【積算に含める事項】
・乗務員人件費
・非接触決済機
・任意保険（対人・対物・同乗者無制限、車両保険） 車両はハイエースグランドキャビンウェルジョイン（現行車両）、ノアウェルジョイン（新車）
・その他運行管理にかかる経費 （車両保管、車両清掃・洗車・運賃管理・乗務員と連絡がとれる通信費用（携帯電話等））
・タイヤ保管費用（夏もしくは冬タイヤ）
・運輸局へ本事業の届け出等
【積算に含まれない事項】
・車両に係る費用
・燃料費
・タブレット（運行指示用車載器）及びタブレット（運行指示用車載器）通信費費用
・充電ケーブル、車載器固定ホルダー、ドライブレコーダー、その他車載器関連機器

【ハイエースグランドキャビンウェルジョイン・ノアウェルジョインの積算について】

- ・現行車両1台（ハイエース）の車両取得時の自動車重量税（自動車税及び自動車重量税は非課税）、自賠責保険、法定点検は、株式会社アイシンが負担する。
- ・株式会社アイシンが調達する新車1台（ノア）は運行事業者がリース契約等行い、その実費分を株式会社アイシンに請求するものとする。

※いずれも本積算には含めない。

## 5 審査

### (1)審査方法

刈谷市、株式会社アイシンから審査員を選出し、提案内容について審査基準に基づき総合的に審査し、最高点のものを本事業の契約候補者とする。

また、参加者が1者のみの場合においても審査は実施し、その提案内容が優れていると評価された場合は、その参加者を契約候補者として決定する。なお、同点の場合は、再議のうえ委員の多数決により選定する。

なお、審査基準については、公表しない。

### (2)プレゼンテーション

#### ①日時等

令和7年6月26日(木)に刈谷市役所にて、審査員に対し、4提案(プロポーザル)について(1)提出書類に示した「企画提案書」、「業務実施体制書」、「業務見積書」に沿って説明すること。併せて質疑応答も行う。

プレゼンテーションの時間及び場所の詳細については、令和7年6月23日(月)までに電子メールで通知することとする。

#### ②説明要領

(ア)参加できる人数は4名以内とする。

(イ)1者あたりの時間は以下のとおりとする。なお、参加申込者数により時間を変更する場合がある。

- ・プレゼンテーション：20分以内
- ・質疑応答：20分程度

(ウ)説明に際して、プロジェクター等の機器を用いることができる。なお、刈谷市で準備する機材は、プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブルとし、参加申込書等の提出に併せて申し出ること。他の機材は参加者にて当日持参すること。

## 6 応募に関する留意事項

### (1)費用負担

提案にかかる全ての書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

### (2)書類取扱い

提出書類の著作権は、提案者に帰属するが、書類は返却しない。なお、提出書類は、本プロポーザル以外の目的では使用しない。

### (3)特許権等

提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、施工方

法等を使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

#### (4) 失格または無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。

- ・実施要領に定める資格、要件が備わっていない場合
- ・期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出した書類に虚偽の内容を掲載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・審査の委員に対して、直接間接問わず接触を求めた場合または接触した場合
- ・他の参加申込者と提案の内容とその意思について相談を行った場合
- ・契約候補者選定終了までの間に、他の参加申込者に対して提案の内容を意図的に開示した場合
- ・その他不正のあった場合

#### (5) 辞退

参加申込後に辞退する場合は、下記により届け出ること。

提出書類：「(任意様式) 辞退届」

提出場所：刈谷市都市政策部都市交通課

#### (6) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできない。

#### (7) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めない。

(刈谷市または株式会社アイシンが補正等を求める場合を除く)

#### (8) その他

- ・参加申込者は、参加申込書の提出をもって、実施要領に記載の内容に同意したものとす。
- ・提出書類について、問い合わせを行う場合がある。

### 7 提案募集及び選定のスケジュール

ア 実施要領配布	令和7年5月30日(金) 刈谷市公式ホームページにて公開 ( <a href="https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/road_park/kotsu/1014383/1014419/index.html">https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/road_park/kotsu/1014383/1014419/index.html</a> )
イ 質問受付	令和7年6月11日(水)まで 下記メールアドレスへ質問送付 刈谷市都市政策部都市交通課 ( <a href="mailto:tokou@city.kariya.lg.jp">tokou@city.kariya.lg.jp</a> )
ウ 質問回答	随時、質問及び回答を刈谷市公式ホームページにて公開 ( <a href="https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/road_park/kotsu/1014383/1014419/index.html">https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/road_park/kotsu/1014383/1014419/index.html</a> )
エ 提案書の提出	令和7年6月20日(金) 午後5時まで 刈谷市都市政策部都市交通課
オ 提案説明・質疑	日時：令和7年6月26日(木) 15時30分以降

場所：刈谷市役所402会議室  
カ 審査結果通知 令和7年7月2日（水）に電子メールにて発送

## 8 契約に関する基本事項

契約候補者に選定された者と刈谷市及び株式会社アイシンが協議し、事業実施に係る仕様を確定させた上で株式会社アイシンと契約を締結する。

また、提案された内容を基本に刈谷市、株式会社アイシン及び契約候補者と三者協定を締結する。

## 9 問い合わせ及び提案書提出先

【本事業についてのお問い合わせ及び提案書提出先】

刈谷市都市政策部都市交通課 担当 安田、岡田  
住 所：〒448-8501愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地  
電 話：0566-95-0004 F A X：0566-23-9331  
メール：[tokou@city.kariya.lg.jp](mailto:tokou@city.kariya.lg.jp)

【本事業についてのお問い合わせ】

株式会社アイシンチョイソコ担当 大屋  
住所：〒448-8650 愛知県刈谷市相生町三丁目3番地 富士ビルディング3階  
電話：0566-62-8135  
メール：[t\\_oya@cld.aisin.co.jp](mailto:t_oya@cld.aisin.co.jp)